

防災等における小型無人飛行機（マルチコプター）の活用に関する連携協定書

関市（以下「甲」という。）と株式会社マルチコプターワーク（以下「乙」という。）は、相互の発展に資するため連携協定することに合意し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙がマルチコプターを活用し、包括的に連携協力することで、地域社会の安全安心、産業振興及び人材育成に寄与することを目的とする。

（連携協力の内容）

第2条 甲と乙は、目的を達成するため、次の分野について連携協力するものとする。

- （1） 災害時等の現況確認の支援に関すること。
- （2） 水難事故等の救助及び捜索支援に関すること。
- （3） 防災訓練の支援に関すること。
- （4） 農林業、商工業等の産業振興に関すること。
- （5） 観光、広報等に使用する空撮に関すること。
- （6） マルチコプターを操縦するための講習会の開催や人材育成に関すること。
- （7） 小学校、中学校及び関商工高校に対する産業教育に関すること。
- （8） 過疎地の買い物支援、食糧運搬に関する調査研究に関すること。
- （9） 橋脚、公共施設等の点検に関すること。
- （10） その他前条の目的を達成するため必要な分野に関すること。

2 甲と乙は、この協定に基づく連携協力の具体的内容及び成果の利用その他必要な事項について、個別の協議によって決めるものとする。また、費用負担が必要になるときは、その都度協議する。

（連絡調整窓口）

第3条 甲と乙は、前条第1項に掲げる事項の円滑な推進を図るため、それぞれに連絡調整窓口を設置し、適宜協議するものとする。

（情報保護）

第4条 甲と乙は、この協定に基づき実施される連携協力活動により知り得た情報を連携協力以外の目的をもって使用してはならず、事前に相手方の同意を得た情報以外の情報を第三者に対して開示し、又は漏洩してはならない。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の2月前までに甲又は乙のいずれからも解除の申入れがないときは、さらに2年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項又は協定変更の必要若しくは疑義が生じたときは、甲と乙が協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有する。

平成28年9月29日

甲 岐阜県関市若草通3丁目1番地  
関市  
関市長

乙 岐阜県関市上之保  
株式会社 マルチコプターワーク  
代表取締役

## 【会社概要】 株式会社マルチコプターワーク

商号：株式会社マルチコプターワーク  
所在地：関市上之保 2 2 3 9 4 - 2（旧上之保東小学校）  
代表者：長崎洋二

### <グループ企業>

商号：ナガサキ工業株式会社  
所在地：名古屋市緑区鳴海町杜若 47 番地  
代表者：長崎洋二  
創業：昭和 10 年  
資本金：4,800 万円  
社員数：200 名

### <会社沿革>

昭和 10 年 長崎商店として創業  
昭和 62 年 ナガサキ工業株式会社に名称変更  
平成 26 年 株式会社マルチコプターラボ設立  
平成 28 年 株式会社マルチコプターワーク設立

長崎商店として、昭和 10 年に名古屋市中区で創業し、金属部品や金物を製造する会社としてスタート。送電線架線金具製造から、産業車両部品の製造、自動車用センサーの組立など、時代とニーズに合わせて事業を拡大。

国内 10 電力会社向けの架線金具や TOYOTA フォークリフトの部品を手掛け、近年では、太陽光発電設置のための架台製造やソーラーシステムの設計、施行に着手し、海外でのライフラインの建設にも携わる。

長きにわたり培われた製造分野での技術向上を目指しながら、新しいビジネスや技術の創造に挑戦し、芸術大学とのコラボによる、鉄加工したインテリア雑貨「アイアン・ラボ」やマルチコプター（ドローン）の製造など、事業の多角化を進めている。マルチコプター（ドローン）の分野では、改正航空法の認可を他社に先駆けて取得し、日本のあらゆる地域でドローン飛行が可能。

株式会社マルチコプターワークは、マルチコプター（ドローン）の製造・開発部門として設立。